

# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

## No.72

発行：東濃西部広域行政事務組合

### ネットでするフリマサービスのトラブルに注意しましょう。

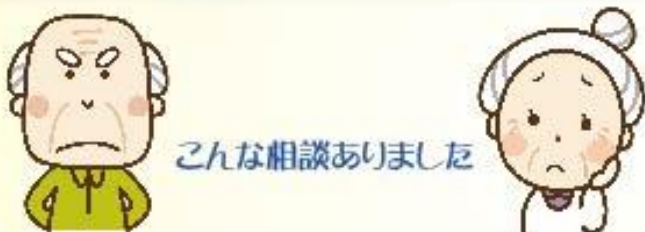
スマホで簡単に出品できるフリマサービス。消費者は購入するだけでなく、出品もできるという利便性が人気を呼んでいます。

フリマサービスはあくまでも売り手と買い手への「取引の場の提供」であり、トラブルとなった場合、基本的にはサイト運営事業者は当事者同士で解決を図ることを求めます。

購入した商品が届かない、説明と違う場合であっても、相手が取引のプロである事業者ばかりではないため、トラブルの解決が望めない場合もあります。

また、フリマサービスはトラブルを防止するために利用規約等で禁止行為や出品禁止商品等について定めていますが、取引相手に禁止行為を持ちかけられ、トラブルになってしまう事例もあります。

不明な点は取引前に確認するなど、トラブルの回避を心がけましょう。



トイレが詰まったので、マグネット広告の水道工事業者に依頼した。修理後、屋外の排水設備で詰まりの解消を確認した後、トイレに戻ると頼んでもいない便器が勝手に外され「交換が必要」と迫られ承諾してしまった。

緊急を要するトラブル時に、消費者の弱みに付け込んで必要の無い契約を迫る悪質な事業者も少なくありません。緊急事態にあわてないよう、信頼のおける事業者とつながりを持つなど備えておくことも必要です。もし、このような勧誘に遭ってしまったら「契約しない」という選択肢があることも忘れてはいけません。

### 9月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	8件
訪問販売	5件
訪問購入	0件
通信販売	30件
連鎖販売	1件
電話勧誘	20件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	23件

\*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

### 消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業